



子ども・子育て支援制度

問 こども課 ☎0736-33-6102



：教育・保育を受けるための3つの認定区分

申請により、満3歳以上の子どもは1号認定を受けることができます。また、例えば「両親が就労している場合」など、市が基準をもとに保育の必要性ありと判断した場合には、子どもの年齢に応じて2号または3号認定を受けることができます。

認定を受けた場合は、支給認定証が交付されます。



◆3つの支給認定区分

- 1号認定
対象となる子ども
…満3歳以上の就学前の子ども(2号認定を除く)
利用できる主な施設
…幼稚園、認定こども園
- 2号認定
対象となる子ども
…満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育の必要性がある子ども
利用できる主な施設
…保育園・認定こども園
- 3号認定
対象となる子ども
…満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育の必要性がある子ども
利用できる主な施設
…保育園・認定こども園

◆保育の必要量に応じた区分

2号、3号認定については、保育が必要な時間によってさらに「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用に区分されます。

- 保育標準時間利用(開園時間から最長11時間)…保育を必要とする事由の時間要件が月120時間以上の場合
- 保育短時間利用(基本保育時間8:30~16:30)…保育を必要とする事由の時間要件が月120時間未満の場合

：保育を必要とする事由(2号・3号認定)

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、自営業・内職など、基本的にすべての就労を含む)
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 3親等以内の親族などの介護・看護
- 災害の復旧
- 求職活動(起業準備を含む)
- 就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがある場合
- 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
- その他市長が認める場合